

## 小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、道路に面するブロック塀の倒壊等による事故を未然に防止し、通行人の安全を確保するため、倒壊等の危険性のあるブロック塀を除却する費用に対する補助金を各年度の予算の範囲内で交付するものとし、その交付に関しては、小松市補助金交付規則（昭和45年小松市規則第19号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀 コンクリートブロック塀又は石塀をいう。
- (2) コンクリートブロック塀 コンクリートブロック造の塀及び門柱をいう。
- (3) 石塀 コンクリートブロック塀以外の石造その他の組積造の塀及び門柱をいう。

### (対象)

第3条 補助金は、道路に面したブロック塀で、道路の通行人の安全を確保するために除却する必要があると市長が認めるブロック塀(以下「危険ブロック塀」という。)の全部又は一部を除却する者で、次に掲げる要件をすべて満たす者に交付する。

- (1) 除却するブロック塀において、別表第1又は別表第2に掲げる危険ブロック塀判断基準を満たしていない項目が1項目でもあること。
- (2) 過去に同一敷地で本要綱による補助金を交付されていないこと。
- (3) ブロック塀が設置されている土地、家屋の所有者が市税を完納していること。

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は除却する危険ブロック塀の面積(道路に面する部分の面積で1平方メートル未満の端数を切り捨てたものをいう。以下「見付け面積」という。)に応じ次の各号のいずれかとする。

- (1) コンクリートブロック塀の場合は、見付け面積1平方メートル当たり4,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。)とし、その額は、100,000円を超えないものとする。
- (2) 石塀を除却し、除去した石の50%以上を再使用する場合(再使用を予定している場合を含む。)は、見付け面積1平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。)とし、その額は、150,000円を超えないものとする。
- (3) 石塀を除却するのみ、又は除去した石の50%未満を再使用する場合(再使用を予定している場合を含む。)は、見付け面積1平方メートル当たり10,000円を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。)とし、その額は、100,000円を超えないものとする。

2 危険ブロック塀の除却費用(除去した石を再使用する場合(再使用を予定

している場合を含む。)は再使用にかかる費用を含む。)が前項の補助額に満たない場合は、その除却費用(1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。)とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「補助申請者」という。)は、小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) ブロック塀を含む建物所有権が確認できるもの
- (2) 工事請負契約書の写し又は見積書
- (3) 申請者の納税証明書などの市税に滞納がないことを証するもの
- (4) 付近見取り図、現況写真、工事内容を示す図面や書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(交付決定)

第6条 前条の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と判断したときは、小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付決定通知書(様式第2号)により補助申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助申請者は、補助事業が完了したときは、完了の日から30日以内又は補助金の交付決定があった年度内のいずれか早い日までに、小松市危険ブロック塀の除却に関する補助事業実績報告書(様式第3号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工後の工事写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

(確定)

第8条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、内容を審査し、適当と認めたときは、小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金確定通知書(様式第4号)により補助申請者に通知するものとする。

2 補助申請者は、前項の規定による通知があったときは、速やかに請求書を市長に提出するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成30年7月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

◆コンクリートブロック塀（コンクリートブロック造の塀及び門柱）

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	塀の高さ 2.2m 以下である	
2	壁の厚さ	壁の厚さは、15cm（高さ 2m 以下の塀であれば 10cm）以上である。	
3	鉄筋の有無	壁丁及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径 9mm 以上の鉄筋が配置されている	
4	鉄筋の有無	壁内には、9mm 以上の鉄筋を縦横に 80cm 以下の間隔で配置されている	
5	控壁 （塀高さ 1.2m 以下は判定不要）	長さ 3.4m 以下ごとに、径 9mm 以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの 1/5 以上突出したものを設けている	
6	鉄筋の定着	壁頂、基礎、壁内に配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着している（ただし縦筋をその径の 40 倍以上基礎に定着させる場合にあっては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる）	
7	基礎 （塀高さ 1.2m 以下は判定不要）	基礎の丈は、35cm 以上とし、根入れの深さは 30cm 以上である	
8	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない	

別表第2（第3条関係）

◆石塀（石造その他の組積造の塀及び門柱）

判定区分		判定基準	判定
1	塀の高さ	塀の高さ 1.2m以下である	
2	壁の厚さ	壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の 1/10 以上である	
3	控壁	長さ 4m 以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの 1.5 倍以上突出した控壁が設置されている。（ただし、その部分における壁の厚さが判定区分2による壁の厚さの 1.5 倍以上ある場合は設置されてなくてもよい）	
4	基礎	基礎の根入れ深さは、20cm 以上である	
5	劣化	著しい傾き、亀裂、ひび割れ、欠け、はくり、目地割れ、風化等の劣化がない	

年 月 日

(あて先) 小松市長

申請者住所

氏名

印

連絡先

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付申請書

標記のことについて次のとおり申請します。

なお、小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金の申請にあたり、次の事項に同意します。

- (1) 次のブロック塀の所有者より除却の了解を得ること。
- (2) 市税の納付状況についての確認を行うこと。
- (3) 次のブロック塀にかかる紛争等が生じた場合は、当事者間において責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。

1	ブロック塀の所在地	小松市
2	申請者の種別	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 管理者 (別紙 同意書を要す)
3	除却工事内容	<input type="checkbox"/> コンクリートブロック塀 <input type="checkbox"/> 石塀 (除去した石を 50%以上再使用する) <input type="checkbox"/> 石塀 (除却のみ, 又は除去した石を 50%未満再使用する)
4	ブロック塀の見付け面積	m <sup>2</sup>
5	工事請負額	円
6	完了予定年月日	年 月 日

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) ブロック塀を含む建物所有権が確認できるもの
- (2) 工事請負契約書の写しまたは見積書
- (3) 納税証明書などの市税に滞納がないことを証するもの
- (4) 付近見取り図, 現況写真, 工事内容を示す図面や書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか, 市長が必要と認める書類

（あて先）小松市長

所有者住所

氏名

印

連絡先

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付申請同意書

標記のことについて次のとおり同意します。

- （1） 次のブロック塀を除却すること。
- （2） 次の申請者が小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金の交付申請すること。
- （3） 市税の納付状況についての確認を行うこと。
- （4） 次のブロック塀にかかる紛争等が生じた場合は、当事者間において責任を持って解決し、市に対して一切の損害を与えないこと。

1 ブロック塀の所在地	小松市
2 ブロック塀の見付け面積	m <sup>2</sup>
3 補助金申請者	

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- （1） 納税証明書などの市税に滞納がないことを証するもの
- （2） 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

様

小松市長

印

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金については、小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金交付要綱第6条の規定により、下記の金額を交付することについて決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額 金 円

2 補助金等交付条件

- (1) 本補助金は、申請の目的以外に使用しないこと。
- (2) 補助事業の内容を著しく変更するときは、市長の承認を受けること。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、市長の承認を受けること。
- (4) 補助事業が予定期間に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し指示を受けること。
- (5) 補助事業が完了したときは、速やかに実績報告書を提出すること。

備考 本補助金を目的以外に使用したり、事業内容が申請の目的又は内容に著しく相違あると認められるときは、返還を命ずる場合がある。

年 月 日

(あて先) 小松市長

住所

氏名

印

連絡先

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助事業実績報告書

年 月 日付け第 号で補助金の交付の決定があった次の事業は、  
次のとおり完了しましたので報告します。

記

- 1 補助事業名 小松市危険ブロック塀の除却に関する補助事業
- 2 補助金額 金 円
- 3 補助事業の目的 小松市危険ブロック塀の除却工事
- 4 補助事業実施時期 着手 年 月 日  
完了 年 月 日
- 5 その他参考事項

備考 次に掲げる書類を添付してください。

- (1) 工事請負契約書の写し
- (2) 領収書の写し
- (3) 施工後の工事写真
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めた書類

様式第4号(第8条関係)

第 年 月 日  
号

様

小松市長 印

小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった小松市危険ブロック塀の除却に関する補助金について、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

確定額 円

備考 本通知の受領後、速やかに請求書を提出してください。